

計画等の案の概要

名 称	静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の一部改正		
公表するもの	静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の一部改正（案）の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和3年11月29日（月）～ 令和3年12月24日（金）
	無		
担当課等名	交通基盤部 道路局 道路企画課 企画班 電話番号 054-221-3359		
総合計画における位置づけ	8-3 交流を支える交通ネットワークの充実 ①道路網の強化 ②安全・快適な道路環境の確保		
審議会等の名称	静岡県道路技術審議会		
<p>1 趣旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」。）の施行に伴い、道路法等が一部改正され、地方公共団体は、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準等の各種基準を地方公共団体の条例に定めることとなったため、県では、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（以下「県条例」という。）」を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則（以下「県規則」という。）を制定しています。</p> <p>今回、県規則が参酌すべき国の基準である道路構造令が令和2年11月に改正されました。</p> <p>これを受け、県では、賑わいある歩行者中心の道路空間の構築を推進するため、道路構造令を参酌の上、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」を一部改正し、歩行者利便増進道路の規定を加えます。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>歩行者利便増進道路の構造基準として、</p> <p>(1) 歩行者の滞留スペースを設けること</p> <p>(2) 必要に応じて歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること</p> <p>(3) バリアフリー基準に適合すること</p> <p>等を定めます。</p>			